

■最近の話題を考える “知財NEWS” 知財トピックス (2015. 8)

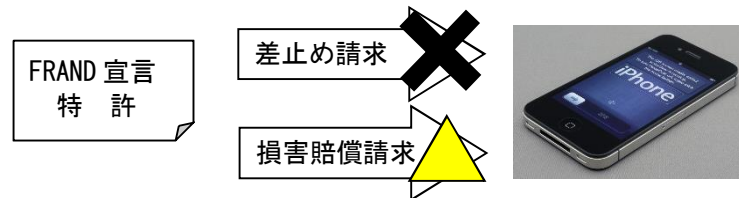
「FRAND宣言」特許の権利行使等が、
刑事罰、損害賠償の対象に

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一



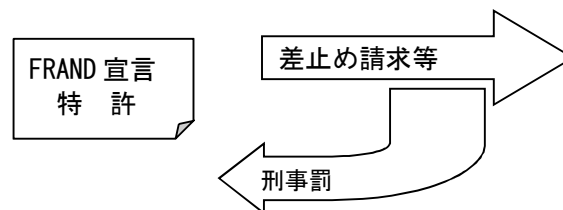
今回の知財ニュースは、昨年、こちらで取り上げた、FRAND 宣言特許 (Fair Reasonable and Non-Discriminatory な条件で実施許諾を行うとの宣言を行った特許) の権利行使に関するニュースです。

皆さんご存じのように、昨年5月に下された判決では、原則、FRAND 宣言特許による差止め請求は、権利の濫用 (民法1条3項) により認められないが、損害賠償請求については、ライセンス相当額を認める。というものでした (平成25年(ネ)第10043号、平成25年(ラ)第10007号、平成25年(ラ)第10008号)。



公正取引委員会は、7月8日付けで、このFRAND 宣言特許による権利行使に関して、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(ガイドライン) を一部改正して、『FRAND 条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止め請求訴訟を提起すること等は、一般に広く普及している規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を困難とするものであり、当該製品の市場における競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当 (独占禁止法第3条)、私的独占に該当しない場合であっても、不公正な取引方法に該当 (独占禁止法第19条)』するとの案を、公表しました (8月6日まで意見募集)。

すなわち、FRAND 宣言特許による権利行使等は、独占禁止法上の私的独占、不公正な取引方法に該当して、行政処分の対象になったり、刑事罰、民事上の損害賠償の対象になったりするということです。



今回、このように、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」が改正されて、FRAND 宣言特許による権利行使について、権利行使が認められないだけでなく、刑事罰等のペナルティーも与えられることで、これからは、FRAND 宣言特許の権利者による権利行使は、より抑制的になると思います。

「標準化技術」を開発することは、国際競争力を高める点において極めて重要です。こうして特許権の権利行使に制限がかかることによって、企業における標準化技術に対する権利化意欲が、そがれることがないように望みたいです。

以上